

◆奥多摩町移住・定住応援補助金等のご案内◆

町では、次代を担う若者等の定住を応援するため、定住を目的として住宅の新築、増築または購入をした方に対して補助金の交付や、金融機関などからの資金借入に対する利子補給を行っています。（※令和7年4月1日から令和17年3月31日までの期間）

●対象者

・移住・定住応援補助金

- ①年齢45歳以下の夫婦若しくは子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。）がいる世帯、又は35歳以下の者。
- ②住宅の新築、増築、改築または既存住宅等の取得をされた方。（事業費10万円以上）

・利子補給

- ①年齢45歳以下の夫婦若しくは子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。）がいる世帯、又は35歳以下の者。
- ②住宅の新築、増築、改築または購入をされた方で金融機関からの融資の金額が400万円以上であること。
- ③住宅の新築、増築、改築または購入をされた方で金融機関からの融資の償還期間が10年以上であること。

●補助額等

・移住・定住応援補助金

- ①住宅の新築、増築、改築または購入をされた方。（事業費10万円以上）
※事業費の2分の1以内、補助金限度額200万円
（限度額を超え、町内業者の利用・地場木材を活用した場合それぞれ奥多摩町商業協同組合商品券を10万円上乘せ）

・利子補給

- ①利子補給率 ※借入利率の2分の1
- ②利子補給限度額 ※30万円（年額） 町内金融機関利用の場合は限度額33万円（年額）
- ③利子補給期間 ※36月

●申請に必要なもの

- ・住民票（世帯全部で続き柄が記載されているもの）
- ・納税証明書（補助金申請する年の1月1日現在の住所が奥多摩町以外の方のみ）
- ・請負等の場合は工事請負契約書の写し、申請者本人が事業を実施する場合は材料購入領収書の写し（申請のあった日から過去1か年以内のもの）
- ・土地又は中古住宅購入の場合は、売買契約書の写し
- ・土地及び建物の登記簿謄本
- ・借地の場合は、賃貸借契約書の写し
- ・利子補給を申請する場合は、金融機関との融資契約書（返済一覧表）の写し
- ・定住の意思を証明する誓約書
- ・その他町長が必要と認める書類

【移住・定住応援補助金等交付概要】

・事業費10万円以上		
補助金 5万円	1/2補助	補助金 200万円
一律限度額200万円		
事業費		
事業費 10万円以上	事業費 400万円以上	事業費 500万円以上 融資金額 500万円以上 利子補給対象
		補給期間36月 年限度額30万円